

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所事業契約書別紙（兼重要事項説明書）

1. 事業者（法人）の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンター
主たる事務所の所在地	〒410-2507 静岡県伊豆市冷川1523番地108
代表者(職名・氏名)	理事長 野中 康
電話番号	0558-83-2111

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	農協共済中伊豆リハビリテーションセンター デイサービス伊東の丘 きらめき	
サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス	
事業所の所在地	〒414-0055 静岡県伊東市岡1349番地3	
電話番号	0557-36-6381	
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日指定	
実施単位・利用定員	3単位	定員85人
管理者の氏名	山田 岳史	
通常の事業の実施地域	伊東市(赤沢、八幡野、池、富戸の一部を除く)	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日(半日コースは月曜日から金曜日)まで ただし、12月29から1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時25分から午後5時10分まで
サービス 提供時間	1単位目 午前9時00分から午後4時05分まで 2単位目 午前9時00分から午後0時05分まで 3単位目 午後1時30分から午後4時35分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	職員体制	備考
管理者	1人	機能訓練指導員を兼務
生活相談員	3人	介護職員兼務3名
看護職員	3人	
介護職員	13人	生活相談員兼務3名
機能訓練指導員	6人	管理者兼務1名、他事業所を兼務1名

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	管理者 山田 岳史
---------	-----------

8. 利用料

(1) 第一号通所事業の利用料（別紙参照）

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として伊東市の報酬告示上の額に、あなたの負担割合証に応じた額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(2) その他の費用（別紙参照）

食費、交通費、おむつ代その他日常生活に通常必要とされる費用はあなたの負担となります。

(3) 支払い方法

あなたが当事業者に支払う料金の支払い方法については、月ごとの精算とします。

毎月 15 日までに、前月にご利用いただいたサービス利用料金を請求いたしますので、20 日までにお支払いください。支払い方法は、銀行振り込み、口座自動引落、窓口での現金支払いの中から契約の際に選んでください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 虐待防止についての対応

あなたの人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の配置

担当職員の氏名	山田 岳史(管理者)
---------	------------

(2) 虐待防止の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催します。

(3) 虐待防止のための指針の整備をします。

(4) 職員に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

11. 身体拘束禁止についての対応

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の身体の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催します。

(2) 身体拘束等の指針の整備をします。

(3) 職員に対して身体拘束等の研修を定期的実施します。

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等及び伊東市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこととします。

14. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延防止できるよう、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 感染症防止に関する責任者の配置

感染症防止に関する責任者	富岡 博美(看護師)
--------------	------------

(2) 感染対策を検討する委員会を定期的に開催します。

(3) 感染症及びまん延防止のための指針の整備をします。

(4) 職員に対して感染症及びまん延防止のための研修を定期的に実施します。

15. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0557- 36- 6381 担当: 山田 岳史、山中 真一
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	伊東市高齢者福祉課	電話番号 0557-32-1561
	静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 054-253-5590
	静岡県福祉長寿局 福祉指導課介護指導班	電話番号 054-221-3243

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。

(2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター等又は当事業所の担当者へご連絡ください。

介護予防・日常生活支援総合事業

指定第1号通所事業提供同意書

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 静岡県伊東市岡1349-3

事業者(法人)名 農協共済中伊豆リハビリテーションセンター
デイサービス伊東の丘きらめき

代表者職・氏名 管理者 山田岳史 印

説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住所

氏 名 印

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

氏 名 印

本人との続柄